

産業建設常任委員会

日 時 令和 4 年 3 月 8 日（火）午前 1 0 時～
場 所 第 2 委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 所管分付託議案審査（説明～質疑） ※付託表その1、その2の一部

（審査順：別紙審査日程）

- （1）第 5 1 号議案 川の駅・亀岡水辺公園に係る指定管理者の指定について
- （2）第 5 2 号議案 亀岡市都市公園（保津川水辺公園）に係る
指定管理者の指定について
- （3）第 5 5 号議案 令和 3 年度亀岡市一般会計補正予算（第 8 号）所管分
- （4）第 5 9 号議案 令和 3 年度亀岡市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）
- （5）第 6 0 号議案 令和 3 年度亀岡市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- （6）第 6 1 号議案 令和 3 年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

4 討論～採決

5 その他

- （1）行政視察について

産業建設常任委員会 <審査日程>

●3月8日（火）

◇補正予算・その他議案（説明・質疑）

10:00～ (50分)	第60号議案	令和３年度亀岡市水道事業会計補正予算	上下水道部
	第61号議案	令和３年度亀岡市下水道事業会計補正予算	
10:50～ (40分)	第51号議案	川の駅・亀岡水辺公園に係る指定管理者の指定について	産業観光部
	第55号議案	令和３年度亀岡市一般会計補正予算（所管分）	
<昼休憩>			
13:00～ (55分)	第52号議案	亀岡市都市公園（保津川水辺公園）に係る指定管理者の指定について	まちづくり推進部
	第55号議案	令和３年度亀岡市一般会計補正予算（所管分）	
	第59号議案	令和３年度亀岡市土地取得事業特別会計補正予算	

◇討論～採決

14:00～	（採決順：第51、52、55、59、60、61号議案）
--------	-----------------------------

◇その他

14:10～		行政視察について
		当初予算勉強会

（裏面に続く）

産業建設常任委員会 <審査日程>

●3月9日（水）

◇補正予算・その他議案 委員長報告の確認

10:00～	委員長報告の確認
--------	----------

<議会運営委員会（幹事会）～会派会議～本会議～常任委員会>

◇条例・その他議案審査（説明・質疑）

本会議 終了後 (13:30 前後)～ (30分)	第47号議案	亀岡市水道事業基金条例の制定について	上下水道部
	第48号議案	亀岡市下水道事業基金条例の制定について	
上記終了 後 (15分)	第46号議案	亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	まちづくり推進部
	第53号議案	財産の取得について	
	第54号議案	市道路線の認定、廃止及び変更について	

◇討論～採決

上記終了後	(採決順：第46、47、48、53、54号議案)
-------	--------------------------

◇その他

上記終了後	議会だよりの掲載内容について
	月例開催について

●3月23日（水）

◇委員長報告の確認、その他

10:20頃～	委員長報告の確認等
---------	-----------

令和4年3月議会

産業建設常任委員会 説明資料

- 第51号議案 川の駅・亀岡水辺公園に係る指定管理者の指定について
- 第52号議案 亀岡市都市公園（保津川水辺公園）に係る指定管理者の指定について

指定管理者申請書概要＜令和４年度導入施設＞

施設名		川の駅・亀岡水辺公園		指定管理候補者		保津川遊船企業組合	
申請内容							
管理運営方針		利用者の平等な利用の確保		利用者に対するサービスの向上			
①川の駅・亀岡水辺公園設置条例及び同条例施行規則等関係法令、並びには様書を遵守し、その目的に沿った管理を行う。 ②京都府及び亀岡市が進める京都サンガスタジアムを核とした地域づくりの一環として、地域住民の交流・アクティビティの拠点となる施設として運営する。 ③古代丹波国があった千代川・川東地区を象徴する施設として、現存する日本最古の水運の歴史・文化を伝える「桂川水運・舟運記念館」を主に、筏や川船など河川水運の歴史・技術の継承及び流域文化と人々の暮らしの本験など、「川」を主軸に新たな地域学習の拠点となる施設として運営する。 ④SDGs未来都市として「世界に誇れる環境先進都市」を推進する亀岡市の施策と連携し、川及び周辺地域の豊かな自然環境とその保全に向けた学びと観光との融合を図り、新たなコンテンツを創出する象徴的な施設として運営する。		①川の駅・亀岡水辺公園設置条例、同条例施行規則等関係法令を遵守し、公益性を担保するとともに市民が公平・平等に利用できるよう努める。 ②自治会・市との緊密な連携により、適切な使用ルール、安全性を重視した使用条件・基準を作成し、利用者も含め平等で公平な使用管理体制を構築する。 ③同条件・基準に沿わない悪質な利用者・業者等へは関係機関とも連携して毅然と対応し、良好な環境を維持する。 ④公的な施設として多岐多様にわたる参加者の学習機会が損なわれないよう、特に高齢者や障がい者については、見学等、安全確保に十分留意し、寄り添った対応をする等、利用者目線に立った丁寧な対応や説明をするよう努める。		①服装・髪型についても「川の駅」に相応しい身だしなみを整え、市の施設としてふさわしい運営に努める。 ②電話対応、接客対応についても接遇に瑕疵が生じないよう、職員研修の実施や接遇マニュアルを整備し、職員の資質向上に努め、あらゆる市民が安心して利用できるよう努める。 ③施設のWEBサイトおよびSNSを開設し、使用状況（空き状況）に関する情報提供を適切に行う。 ④予約及び使用状況を迅速かつ正確に管理するため、デジタル管理により可視化し、円滑な使用運営を図る。 ⑤京阪神地域にも多数の外国人が居住していることから、外国語での情報発信を行うとともに、コロナ後に予想される海外からの観光客にも対応できるよう努める。（外国語対応者を配置） ⑥お問合せ及びご意見・感想ページをWEBサイト内に設け、利用者ニーズの把握と情報収集に努める。 ⑦亀岡市への問い合わせや苦情があった場合も、遅滞なく事務局の担当者が対応処理する。 ⑧事業全般につき点検評価を行い、プログラム内容、利用者負担の有無、地域資源の活用等の面からも改善点がないか、定期的な見直しを実施し、利用者の満足度向上に努める。			
申請内容							
施設の効果的な活用		管理経費の縮減		施設の適切な維持管理		施設の適切な運営	
①1300年続く日本最古の河川水運の歴史・文化を伝える施設として、「歴史文化・環境・観光」を軸に川・水辺の「学びと遊びを通じた地域の魅力」のブランディングを進め、明確な施設のコンセプトのもと、独自性の高い施設としてPRする。 ②地元住民、亀岡市文化資料館、学識者との連携により舟運記念館の展示・企画を行うとともに、当組合の持つメディアへの情報発信及びインターネットでの情報発信のノウハウを活かして施設や取り組みを積極的にPRすることで、亀岡市の魅力の向上に貢献する。 ③地域住民、市内外の企業、行政、団体と緊密に連携し、自然環境体験施設として運営することで、さまざまな催しやイベントを実施するとともに、桂川（保津川）が持つ豊かな自然を発信する。 ④「桂川舟運記念館」の展示スペースを活用し、桂川の総合学習講座を開催する。 ⑤環境団体や有識者の助言をもとに「ごみを出さないBBQ」や「プチキャンプ場」の提案と実践に取り組み、亀岡ならではの新たなアウトドアスタイルを確立、発信する。 ⑥ニーズの高まっている生態系保全やプラスチックごみ問題に関する「探求型学習」に対応した学習プログラムを作成し、市内及び全国の教育機関（小・中・高・大学生）の教育旅行やイベントの誘客と受け入れに取り組む。 ⑦都市部の若者を中心に人気の高まっているラフティングやSUPなどを展開するために、市内レジャー会社が積極的に使用できる施設として運営することで、地域経済の振興に貢献する。 ⑧専門家の助言をもとに、ユニバーサルデザインを取り入れ、誰もが気軽にアウトドア・アクティビティを体験できる施設として運営する。 ⑨良好な水辺空間と眺望を活かした音楽・舞台芸術イベント会場として利用できるよう運営する。 ⑩市内の観光情報を発信する観光案内所の機能を持つ施設として運営する。また、将来的には施設内にツアーデスクを設置し、地域密着型のパッケージメニューを造成し、予約・販売をまとめる観光拠点となる施設を目指す運営に取り組む。		①業務執行にあたり、当組合代表理事、専務理事、営業統括理事、担当部長が担当し、外部の有識者等で構成する（仮）運営調整会議も設置し、当施設の運営に関する重要事項等について必要な調整・検討を行い、効果的な運営を図る。 ②環境マネジメントシステム（KES取得を目指す）に準拠した省エネ、省資源に取り組み経費を削減する。 ③事務事業は当組合からの人材派遣などにより、閑散期における柔軟な運営管理体制を構築し、管理経費を削減する。 ④職員間のコミュニケーションを高め、風通しのよい職場づくりを進めることによって、少人数でも効率的な運営を実現できる職場づくりを進める。		①定期的な施設点検を行い、消耗品については適宜交換することで利用者にとって心地よい空間の創出に努める。 ②当組合からの人材派遣により、施設及び周辺環境の清潔を保持する体制を構築する。また、河川や周辺道路等の清掃活動も地元自治会やNPO等と連携して適宜実施し、美観の保持に努める。 ③当組合の業務安全対策マニュアルに従い、施設内の安全に努め、防災体制を整えて、災害発生時も利用者及び職員の生命と安全を守れるよう対応する。 ④指定管理者として建物の安全性確保に努めるとともに、施設内での家具の転倒等により来館者や職員の安全が脅かされないよう、適切な措置を講じる。 ⑤消火器等の設置場所、通路、出入口などの周辺には物を置かないこと、終業時には各室の安全確保について暦日ごとのチェックリストを基に担当者が各項目のチェックを行い、安全な施設の管理に努める。 ⑥出水時の安全使用基準を作成する。日吉ダムとの緊密な連絡、国交省や京都府の河川防災情報の分析、当組合所属船頭と常時情報を共有することを通じて降水や河川の増水状況を予想し、使用中止の情報の迅速な発信とキャンセル対応を的確に行う。 ⑦施設内で事故が起きた時は、何よりも被災者の救命を第一に考え、応急手当など迅速な初期対応を図る。 ⑧大規模地震等の発生時は、当組合作成の危機管理マニュアルや公的機関の指示に従うとともに、避難経路に沿った誘導が滞りなく行えるよう訓練を実施する。		①桂川（保津川）のもつ地域資源や観光情報の発信による賑わい創出を目的とする施設として、その利用に供するため適正な管理に努めるとともに、運営にあたっては亀岡市との指定管理に伴う協定書等を遵守し、市民の安心、安全な利用に努めることを施設利用促進の基本的な指針として対応を行う。 ②保津川遊船組織図にもとづき業務執行体制を構築する。 ③毎年度、研修計画を立て、内部研修に加え、外部開催のセミナーにも積極的に参加する。 ④迅速で円滑な予約受付、使用管理業務に必須となるICTスキルの向上に向けた研修を実施する。 ⑤安全で魅力あるメニューを提供するために、アウトドア技術の向上に向けた研修を実施する。 ⑥職員による類似施設等の視察を積極的に実施し、施設の魅力向上に努める。 ⑦事故防止及び出水時の適切な対応、災害・緊急時の適切な安全体制と対応に向けた訓練を定期的に実施する。 ⑧法令等を遵守した個人情報の適切な保護に努める。 ⑨当組合顧問弁護士及び社会保険労務士の指示のもと個人情報保護に管理責任者を定めるとともに、紙資料は金庫にて厳重に保管する。また、保管期限後は溶解処理することで、情報漏洩を防ぐ。 ⑩電子情報には全PCへのセキュリティソフトの導入のほか、専門家の助言を得て保護に取り組む。 ⑪個人情報保護法の重要性について、研修等を通じて職員に周知徹底する中で、意識を常に高めながら適切に対応する。	

指定管理者申請書概要<令和4年度導入施設>

施設名		指定管理候補者	
亀岡市保津川水辺公園		保津川遊船企業組合	
申請内容			
管理運営方針	利用者の平等な利用の確保	利用者に対するサービスの向上	
①亀岡市都市公園条例及び同条例施行規則等関係法令、並びに仕様書を遵守し、公園内の敷地を含む施設整備の維持管理及び廃棄物処理に関する法令にもとづき適切な措置を実施し、円滑な運営管理を行う。 ②京都府及び亀岡市が進める京都サンガスタジアムを核とした地域づくりの一環として、地域住民の交流・青少年育成の場とともにアウトドアの拠点として位置づける。 ③環境先進都市を推進する亀岡市（SDGs未来都市）の特長を活かし、保津川の自然空間や豊かな農耕地の環境保全と有効的な活用をめざし「遊びと成長、学び」を軸に観光と融合を図り、新たなアウトドア空間を展開する。	①亀岡市保津川水辺公園設置条例、同条例施行規則等関係法令を遵守し、公益性を担保するとともに市民が公平・平等に利用できるよう努める。 ②自治会・市との緊密な連携により、適切な使用ルール、安全性を重視した使用条件・基準を作成し、利用者者も含め平等で公平な使用管理体制を構築する。 ③同条件・基準に沿わない悪質な利用者・業者等へは関係機関とも連携して毅然と対応し、良好な環境を維持する。 ④公的な施設として多岐多様にわたる参加者の学習機会が損なわれないよう、特に高齢者や障がい者については、見学も散策も含め、安全確保に十分に留意し、寄り添った対応をする等、利用者目線に立った丁寧な対応や説明をするように努める。	①服装・髪型についても高齢者福祉及び青少年育成の主旨に沿い相応しい身だしなみを整え、市の施設としてふさわしい運営に努める。 ②電話対応、接客対応についても接遇に瑕疵が生じないよう、職員研修の実施や接遇マニュアルを整備し、職員の資質向上に努め、あらゆる市民が安心して利用できるよう努める。 ③施設のWEBサイトおよびSNSを開設し、使用状況（空き状況）に関する情報提供を適切に行う。 ④予約及び使用状況を迅速かつ正確に管理するため、デジタル管理により可視化し、円滑な使用運営を図る。 ⑤京阪神地域にも多数の外国人が居住していることから、外国語での情報発信を行うとともに、コロナ後に予想される海外からの観光客にも対応できるよう努める。 ⑥お問合せ及びご意見・感想ページをWEBサイト内に設け、利用者ニーズの把握と情報収集に努める。 ⑦亀岡市への問い合わせや苦情があった場合も、遅滞なく事務局の担当者が対応処理する。 ⑧事業全般につき点検評価を行い、プログラム内容、利用者負担の有無、地域資源の活用等の面からも改善点がないか、定期的な見直しを実施し、利用者の満足度向上に努める。	
申請内容			
施設の効果的な活用	管理経費の縮減	施設の適切な維持管理	施設の適切な運営
①地元自治会・行政・学識者との連携により公園施設の企画活用事業を行うとともに、当組合が持つメディアへの情報発信及びインターネットでの情報発信のノウハウを活かして施設や取り組みを積極的にPRすることで、亀岡市と保津川水辺の魅力の向上に貢献する。 ②地元、市内外の企業・行政、団体と緊密に連携し、自然環境の保全と活用する施設として運営することで、さまざまな催しやイベントを実施するとともに、保津川流域の持つ豊かな自然を発信する。 ③環境団体や有識者の助言とパタゴニア社との協力体制のもと、「ごみを出さないBBQ」や「オートキャンプ場」の提案と実践に取り組み、亀岡ならではの新たなスポーツ・アウトドアスタイルを確立し、SDGsの視点からの河川敷空間のモデルを構築、市内外へ発信する。 ④ラムサール条約の候補地でもあった豊かな自然環境の有するフィールドを活かし、近年、ニーズが高まっている生態系保全やプラスチックごみ問題に関する「探求型学習」に対応した学習プログラムを作成し、市内及び全国の教育機関（小・中・高・大学生）の教育旅行やイベントの野外フィールドワークの場所として誘客と受け入れに取り組む。 ⑤都市部の若者や家族を中心に人気が高まっているラフティングやSUP・ボートなどを展開するために、市内のレジャー会社が積極的に使用できる施設として運営することで、地域振興に貢献する。 ⑦専門家の助言をもとにユニバーサルデザインを取り入れ、誰もが気軽にキャンプやアウトドア・アクティビティを体験できる施設として運営する。 ⑧良好なグラウンド及び水辺空間を活かしたスポーツ、武道・格闘技・音楽・舞台芝居等の幅広い分野のイベント会場として利用できるよう運営する。	①当組合内に事務局を設置し、管理業務を行うことで公園施設の迅速な状況把握や事故防止を低経費で徹底します。 ②業務執行にあたり、当組合代表理事、専務理事、営業統括理事、担当部長が担当し、外部の有識者等で構成する（仮）運営健全会議を設置し、当公園施設の運営に関する管理業務や経費削減の視点について必要な調整・検討を行い、効果的な運営を図る。 ③事務事業は当組合に専門部署を設け、職員派遣などにより柔軟な運営管理体制を構築し、管理経費を削減する。 ④遊船組合員の中に植木職人・重機オペレーターの資格者が多数在籍しているため、組合規定の作業賃内の低経費で実施する。 ⑤職員間のコミュニケーションを高め、風通しのよい職場づくりを進めることで、少人数でも効率的な運営を実現できる職場づくりを進める。	①定期的な施設点検を行い、消耗品については適宜交換することで利用者にとって心地よい空間の創出に努める。 ②当組合からの人材派遣により、施設及び周辺環境の清潔を保持する体制を構築する。また、河川や周辺道路等の清掃活動も地元自治会やNPO等と連携して適宜実施し、美観の保持に努める。 ③当組合の業務安全対策マニュアルに従い、公園施設内の安全に努め、防災体制を整えて、災害発生時も利用者及び職員の生命と安全を守れるよう対処する。 ④指定管理者として公園内及び施設の安全性確保に努めるとともに、施設内の瑕疵等により来客者や職員の安全が脅かされないよう、適切な措置を講じる。 ⑤火気使用の安全管理マニュアルに沿って、利用者への啓発や情報発信を強化するとともに、消火器等の設置場所、避難ルートなどの把握と適切な誘導を図る。また、公園施設及び道路、出入口などの周辺に危険物が置いてないか及び瑕疵はないかについても、終業時に各所やトイレ等施設の安全確保について暦日ごとのチェックリストを基に担当者が各項目のチェックを行い、安全な公園施設の管理に努める。 ⑥出水時の安全使用基準を作成する。日吉ダムとの緊密な連絡、国交省や京都府の河川防災情報の分析、当組合所属船頭と常時情報を共有することを通じて降水や河川の増水状況を予想し、使用中止の情報の迅速な発信とキャンセル対応を的確に行う。 ⑦公園施設内で事故が起きた時は、何よりも被災者の救命を第一に考え、応急手当など迅速な初期対応を図る。 ⑧大規模地震等の発生時は、当組合作成の危機管理マニュアルや公的機関の指示に従うとともに、避難経路に沿った誘導が滞りなく行えるよう訓練を実施する。	①保津川の水辺のもつ地域資源を活かし、スポーツ・健康・青少年育成及び野外レジャーの創出と発信により、地域経済の振興を目的とする施設として、その利用に供するため適正な管理に努めるとともに、運営にあたっては亀岡市との指定管理に伴う協定書の基本的な指針として対応を行う。 ②保津川遊船組織図にもとづき業務執行体制を構築する。 ③毎年度、研修計画を立て、内部研修に加え、外部開催のセミナーにも積極的に参加する。 ④迅速で円滑な予約受付、使用管理業務に必須となるICTスキルの向上に向けた研修を実施する。 ⑤安全で魅力あるメニューを提供するために、公園・アウトドア・キャンプ技術の向上に向けた研修を実施する。 ⑥職員による類似施設等の視察を積極的に実施し、施設の魅力の向上に努める。 ⑦事故防止及び出水時の適切な対応、災害・緊急時の適切な安全体制と対応に向けた訓練を定期的に実施する。 ⑧法令等を遵守した個人情報の適切な保護に努める。 ⑨当組合顧問弁護士及び社会保険労務士の指示のもと個人情報保護に管理責任者を定めるとともに、紙資料は金庫にて厳重に保管する。また、保管期限後は溶解処理することで、情報漏洩を防ぐ。 ⑩電子情報には全PCへのセキュリティソフトの導入のほか、専門家の助言を得て保護に取り組む。 ⑪個人情報保護法の重要性について、研修等を通じて職員に周知徹底する中で、意識を常に高めながら適切に対応する。

産業観光部 商工観光課

第55号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第8号)補足資料

<移動販売設備等導入補助金>

1 執行状況

項 目	金 額	備 考
当初予算額…A	5,000千円	
12月補正額…B	2,474千円	
交付決定済額…C	5,506千円	8件 内訳:本体購入 5件 設備購入 3件
予算残額…D(A+B-C)	1,968千円	

2 執行見込み

項 目	金 額	備 考
申請済額…E	6,763千円	11件 内訳:本体購入 6件 設備購入 5件

3 増額補正額

項 目	金 額	備 考
不足額…F(D-E)	4,795千円	

令和3年亀岡市議会定例会令和4年3月議会
亀岡市一般会計補正予算(第8号)産業建設常任委員会説明資料

産業観光部農林振興課

○農業担い手づくり育成事業経費減

・報償費 △60千円 【歳入】府補助金 充当率1/2 △30千円

担い手養成実践農場整備支援事業経費において、東本梅町赤熊の新規就農者1名の技術習得に向け、独立・自営前(最長2年間)の実践研修を受け入れる後見人が、技術指導者と同一指導者になったことによる報償費の減

・補助金 △10,108千円 【歳入】府補助金 △9,000千円

主なもの

(単位;千円)

事業名	内容	補正額	理由
集落営農育成強化助成事業補助金	集落営農組織の持続的な農業生産体制に向けた取組みを加速化する支援事業	△1,108 一般財源	新型コロナの影響から集落組織の話し合いが進まず、活動支援の実績がなかったため
農業次世代人材投資資金補助金	経営開始直後の新規就農者に対し、経営確立所得担保として助成する事業	△9,000 府補助金 充当 10/10	予定していたが本市で新規就農しなかった者と継続不可の就農者1,500千円×6名分
合計額		△10,108	

○地域営農担い手条件整備事業経費減

・補助金 △31,433千円 【歳入】府補助金 △31,414千円

主なもの

(単位;千円)

事業名	内容	補正額	理由
集落営農農地集積支援事業補助金	神地農家組合(農)犬甘野営農組合馬路農作業受託組合	△14,349 府補助金 充当 5.5/10	府補助事業の組み換えにより事業廃止。別事業で R4 年度実施予定
強い農業担い手づくり総合支援交付金	保津町認定農業者	△2,300 府補助金 充当 3/10	事業要件に適合せず市独自の地域担い手応援事業を活用
集落営農法人経営力強化事業補助金	(農)犬甘野営農組合	△1,800 府補助金 集積面積	府補助事業の見直しにより事業廃止 20ha 9,000円/10a

スマート農林水産業実装チャレンジ事業補助金	穂田野町認定農業者 馬路農作業受託組合	△2,389 府補助金 充当 5/10	事業要望の取り下げ
集落ビジネス支援事業費補助金	佐伯農家組合 (農産物直売所)	△10,500 府補助金 充当 1/2	府の事業組み換えにより事業廃止。国庫補助で R4 実施予定
合計額		△31,338	

○農地中間管理事業推進経費減

・補助金 △38,932千円 【歳入】府補助金 △38,932千円

主なもの

馬路町全域と犬甘野地区において、担い手への農地集積を進める農地中間管理事業に取り組む計画をしていたが、新型コロナウイルスの影響も含め地域調整が遅れ、農地の所有権や利用権を貸し付ける契約締結ができず、京都府農地中間管理機構の地域集積協力金が受けられなくなったため。

馬路町全域 対象面積 150ha 22,000 円/10a

犬甘野地区 対象面積 20ha 28,000 円/10a※中山間地域加算

○多面的機能支払推進事業経費減

・補助金 △7,656千円

【歳入】府補助金 充当率 3/4 △5,742千円

取組組織の活動計画書に基づき、基準単価を対象農地面積に掛けて交付するが、資源向上支払交付金の施設の長寿命化のための活動に係る基準単価が国全体の調整で減額となったため。

○農地中間管理機構関連農地整備事業経費減

・需用費、業務委託料、負担金 △13,250千円

【歳入】府補助金 充当率：対象事業費の 1/2 △1,650千円

府委託金 充当率：10/10 △10,000千円

事業実施のため所属替えと農地費へ組み換える。

○畜産振興関係経費増

・補助金 76,189千円

【歳入】府補助金 充当率：対象事業費の 5/10 54,421千円

ふるさと力向上基金繰入金

充当率：対象事業費の 2/10 21,768千円

亀岡牛飼養農家が新たに建て替え増築される牛舎整備に対し、畜産クラスター事業を活用するほか、新たに市独自の亀岡牛ブランド振興施設整備事業補助を上積みして、緊急的に亀岡牛畜産業を支援する。

○鳥獣対策事業経費減

・業務委託料、補助金 △4,592千円【歳入】府補助金 △3,419千円
有害鳥獣の計画捕獲に伴う鳥獣捕獲管理業務と広域捕獲業務を亀岡猟友会に委託し対応いただいているが、今年度は野生イノシシの豚熱感染拡大防止のため猟友会が捕獲活動の自粛を図ったことにより、捕獲頭数が減少した。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響から広域捕獲が4回から2回に変更された。

主なもの

(単位;千円)

区分	当初予算		今回補正後(見込)	
	頭数	金額	頭数	金額
シカ、イノシシ	505	10,555	319	6,338
サル	2	60	2	40
カラス	75	75	91	91
計	—	10,690	—	6,469

広域捕獲@153千円/1回×2回=306千円(当初予算4回、612千円)

○森林活用推進事業経費増

・業務委託料、基金積立金 4,785千円

主なもの

(単位;千円)

豊かな森を育てる基金	事業名	6月補正後	今回補正後
府民税市町村交付金	林道長寿命化点検補修委託	3,881	0
森林環境譲与税	意向調査実施計画策定業務委託	8,000	7,000
	意向調査業務委託	8,349	3,500
計		20,230	10,500

○現年林業用施設災害復旧事業費減

・需用費、災害復旧工事費 △104千円

【歳入】府補助金 1,911千円 災害復旧債 △1,000千円

地元分担金 △1,009千円

令和3年8月13日から15日までの豪雨で発生した林道「七谷線」「中の谷線」「半国線」の3路線について、令和3年11月25日に国の災害査定を受け、事業費が確定したことに伴う清算。歳入は、激甚災害に指定されたことにより、府補助金が増額されたことから財源の組み換えを行う。

保津川水辺公園 全体平面図

S=1:3000

